

1972 年第 98 回宜野湾市議会(定期会)会議録

1. 4月28日(第3日目) 午前 10時 12分 開議
午後 4時 16分 散会

2. 出席議員(29名)

1番 伊佐 徳次郎	2番 島 徳吉
3番 大川 正雄	4番 天久 盛雄
5番 宮城 正光	6番 稲福 仁正
7番 宮城 仁政	8番 又吉 正弘
9番 宮里 敏行	10番 比嘉 守盛
11番 安次富 盛信	12番 塚間 正篤
13番 仲原 譲信	14番 仲村 春信
15番 山本 朝保	16番 武島 行男
17番 多和田 真一	18番 大川 弇
19番 玉那勒 行昭	20番 伊佐 雅仁
21番 比嘉 義定	22番 吉田虎清 次郎

3. 欠席議員(2名)

5番 宮城 正光 22番 古波藏 清次郎

4. 議事説明員

市長	崎而健一郎	助役	沢延安一
収入役	浜屋好永	総務課長	多和田真一
住民課長	知念和夫	厚生課長	伊佐友誠
税務課長	古波藏信三	農林課長	崎而政光
商工観光課長	橋原盛真	都計課長	新垣信榮
建設課長	高宮城辟	消防長	大城仁幸
固定資産評価室長	武島正孝		

宜野湾市議会

水道部長 仲村春盛 営業課長 輿里将弘
会計課長 天久実 工務課長 金城健栄

5. 事務局出席者

事務局長 末吉健男 施務係長 照屋毅
議事係長 島袋真由 書記 仲村春夫
書記 比嘉定治

6. 議事日程(第13号) 1972年4月25日(金曜)

日程第1 (別紙添付)

日程第2

日程第3

日程第4

第98回宜野湾市議会定例会議事日程表(第13号)
1972年4月28日午前10時開議

- 日程第1 程
議案第64号 宜野湾市自治会事務所建設について
(総務委員長報告)
- 日程第2 議案第64号 宜野湾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
- 日程第3 議案第65号 宜野湾市選挙関係人の出頭、西会の行なう調査のための出頭及び公聴会参加者等の費用弁償条例の全部を改正する条例
- 日程第4 議案第66号 宜野湾市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例
- 日程第5 議案第67号 宜野湾市報酬及び費用弁償条例の全部を改正する条例
- 日程第6 議案第68号 宜野湾市職員の給与に関する条例の全部を改正する条例
- 日程第7 議案第69号 宜野湾市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
- 日程第8 議案第70号 宜野湾市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
- 日程第9 議案第71号 宜野湾市手数料及び使用料徴収条例の全部を改正する条例

日程第10 議案第72号 宜野湾市営住宅設置および管理条例の全部を改正する条例

日程第11 議案第73号 宜野湾市清掃条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第74号 宜野湾市国民年金印紙購入基金の設置及び管理に関する条例

日程第13 議案第75号 コザ市、浦添市、宜野湾市具志川市、石川市及び中頭郡老人福祉センター運営協議会の設置について

日程第14 議案第76号 宜野湾市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の全部を改正する条例について

日程第15 議案第77号 宜野湾市水道事業の設置等に関する条例について

議長

第98回、菖野市議会定例会(第13回
目)の本会議を開きます。(午前10時12分)

議長

本日の日程はあててもとに配布して
あります。議事日程表(第13号)のとおり
進めてまいります。

議長

暫く休憩いたします。(午前10時13分)
再開いたします。(午前10時20分)

議長

一応、議事日程にはあります前
に、一件、御報告がありまます。去る3月
の総務常任委員会で、委員長の安次島盛信
君から3月30日をもって、総務常任委員長
の辞任願いが提出され、同委員会で
許可された旨、幅委員長の大川正雄
君から議長まで報告がありまし方で
御報告いたします。議事にはります。
日程の第1、陳情第8号、自殺公事簿検
査について、本案につきましては、去る3月

3月31日の本会議にあさきて、総務常任委
員会に付託してございました。この審査
の結果が報告されてありますので、事務局を
して朗読させます。

議長

暫く休憩いたします。(午前10時21分)
再開いたします。(午後10時23分)

議長

総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長

総務常任委員会にあります審査の経過並びに結果について御報告申上げます。陳情第1号、自治会事務所建設について。これは、喜田区から提出されたと23の陳情案件についてまして、公民館建設に伴うと23の、その助成の陳情でござります。御承知のようハ喜田区ハあります、市の行政区再編によつて、1日志賀町の一部が合併いたしまして、そして、当初の施設並びに敷地ではもはや末端自治の活動は出来ないような状態まで来ております。それで、それで、喜田町の部落自治の活動がござります。更に5号線沿いの開発、発展に伴いまして、喜田町な形で人口が増えて来ています。特に喜田区内に有るところの圃地、城山圃地を中心の延長、そう言つたようなところを含めると、年向、大体、一時は30%以上の人口が増えたようですが

ります。どうもこうしたヨウな庶民の声から、
早目に公民館の拡張計画、並んで、
整備計画をやむにつけなければなりません」と、言つ
たような声 加藤もさへりまして、この度、
現在の諸施設を又分したうであります。
それで、それを一つの資金といたしまして
新しく 56坪の公民館 並んで、局議会
の事務所を建設するための計画 加藤ある
ようであります。同時に敷地も 280坪
既に確保されたようであります。克
印したところの 13,000,-円を寄附して、
そして、大体、300戸の世帯で 15,-円
平均で 2,500,-円の区民負担で、新し
く計画を進めていこうとうであります。けん
でも、なにしろ農家加藤あるであります
果して、それだけの負担能力 加藤あるが
どうか。そう言ふたうなことも今聞
題なでありますし、更に計画した当初
の物価がさへなましまして、大方、変動加
藤、当初の計画では、どうにもなら
ないよう状態にならうとうであります
して、どうしてか、市当局のやうの、
補助金を受けるやうでは、この
事業を進めることが出来ない、言つた
ような状態にありますとうであります。
当總務委員会においても、実情を十分
調査した上で、報告書のとおり諮詢
を出してござります。従つて、これがさ
うの、末端自治の自治活動を評価、方より

ためには、その中心となるところの公民館並びに自治会の事務所の施設強化を図るだけではなく、目的が達せり出来ないんぢやないかと、言ふたようなことかしらしまして、適当な助成は必要であると、言うのような結論を出した訴であります。今まで新行政区の公民館建設に対する補助金を出してありますけれども、既に行政区再編によるとこその、助成額定、こやは既に今まで使命を果してありますし、こゆから意欲的にあつと積極的に、他の既部落、既成の行政区に対するましても、出来の範囲内にあります。助成をしていく必要があると、たようだ事が十分、認識した上で結論を出してありますので、どうぞ寄り、ひとつ御検討いただきまして、自治会の活動を助成していくこと、協力していこうと言う立場から御協力をお願ひし、尚且つ、質問がござりましたならば、おうけいたしましたことを思ひます。以上、御報告を終ります。

議長

委員長報告に対する質疑を許します。

議長

暫く休憩いたします。(午前10時26分)
再開いたします。(〃10時26分)

次番、

末端行政の自治会と申しましようが、行政をあさむから区の事務所、或はさばに言う公民館の問題はあります程度、各行政区が新設した行政区は、あります程度事務所を持っています関係上、もうそろそろたどり着くことか言えます。しかしながら、建設かい相当の年数かかります、既に改築することとかが、

相当数の各末端行政区がありますと思いますが、それにあって、15日の復帰以来まして、末端行政のあり方、言うことで、内地の行政と比べた場合には、問題があるんじゃないかと思ひますか、その中にあって、復帰後も継続して現在の、状態の末端行政の行政があり方として、進めて行く考えでありますか、どうか。そう言う面の審査を前提において、これがどうかとお聞かせ願ひたと想ひます。

総務常任委員長

只今の御質問につきましては、これは、市長の政策的な面になりますかと想ひます。ところが今日まで、議会の日

で、今後の末端行政のあり方にづいて
十分、検討していかなければなりません。
或は、現在の延長果して、復帰後如何
やつてリけるかどうか。そう言ったよ
うな問題についても、議員個々にあります。
十分、御研究或は御検討なされ
るゝかと思ります。今回の、この長田
の問題の審査にあたりまして、スル莫
陳情者に対して、聞いています。今後、
もし、今の事務委託制度が変つて行く、
更に本土なり、本土のようだ、非常勤
で自ら会員がかかる場合、果して
維持管理が十分やっていけるかどう
か。更に、その施設が末端行政区に
末端部落の人々に十分活用し
ていいかどうか。そう言ったよな面
について、委員会としても問題にあります
けれども、そのあたりについてはどうか。
言うことを、方針としてみた試であります。
そうしたが、長田区とりなしましては、
非常勤にはさしても、この施設は
十分、維持管理が出来ますし、更にだ
んな活用面にあって、利用率にあって
も、かゆがない、むしろ本土のようば
るゝはるゝはるゝはるゝはるゝはるゝは
育とか、或は、その他の青年会活動、或
は又、各種団体の活用についてはむ
しろこりから、利用率は高くなつても
決して、低下することはないんだと。

言うよりは御説明であった訳であります。特に長田の場合、青年会が常時利用して、そして今青年会の内でも今の中では、我々の活動力が非常に文陣期の方と、言うよりは声力が高まっています中で、今度の計画かなうあります。又、他の部落にも、言えるかを知りませんけれども、大きなホール等のような施設をつくつてある事務所は十分、利用されてあります。けれどもホールはしめ、はなして、しめつきでつかなが使って下さいと、言うような部落もありますやべ聞けてあります。しかししながら、長田部落に限って、そのようなことはないんだと、もしも今後は新しい施設が出来れば、復帰にはどうか、まずはまいか、維持管理面においても、十分可能であるし、又区民の、部落民の活動をそなへよって、もっと意欲的にかはつかいませることが出来ないだと、言ったようなことでございました。今後の内閣ハフキましては、これは、市の、市町の施策とも密接にしまりますので、私度が審査した過程にありては、大体、以上の点が解ってあります。

夕暮。

・・・引き続き質問を続けます。只今

の委員長の報告で概略は伺ったが
ござりますが、この補助金を是として
決定されてありますから、復帰後には
対象にならないなど、言うことでござります。
結局、復帰後の末端行政のあり方と、
うそそかに根本的に改めなければ
市長の方針が定まらなかったから、
この内閣は将来、末端行政の規程
にあって、やはり育児手当、そう言うものは、
利用度は強いくと言つたのか、果
して、市としてつくったものか、市が
補助してつくったものか、命令系統が
違うような方向に利用されたりもで
うか。或は今の条例の範囲で、往
来は新規、新行政区に対する施
設の、建設補助金の、新規条例をつ
くぶんと適用出来ないからである
かどうか。

船橋常任委員長

先日の御指摘の点につきましても、
一応、当局に○たとしてあります。現在
現行の条例じゃなくして、補助金の
交付規程であります。規程では一寸、
手すりもじやないかと、言うふうなこ
とも指摘しております。同時に、当局の
考え方も聞きましたけれども、当局と
いたしましては、この規程を改める
準備を進めてある様でござります。

従って改定したのちに予算化して、目が成をしたりと、言うふうなことを、聞いてありますので、その点、復帰後にはどうか。今度の、来たる予算の中にも組み入らなければなりませんが、それは当局の問題として、私達は深知しておりません。

父君、

もう一度だけ、今後、新しく出来た予算は、公民館或は事務所等でござりますか。豆久建物に政策ナシつつありますか。それとも、市の三分の一程度の行政区がつづいていく程度でござります。そうなりますと、やがての、そう言う建物が老朽化してありますか。それに対して、逐次、市としても、そう言う面に新しい事例をつくりますと、次々、そう言う事例が出てきますか。それに対応する措置をとると、言う考え方でありますかどうか。その点審査の対象になりますかどうか。

総務常任委員長

こりに付けては、向題外、議題外でありますからんで、つづこんだことは審査していません。ところが今後、当局の施政として、意欲的に、今、老朽化してしまっている、施設、或は設備等についてでは、逐次、いかかう整備させていくと

言う施政を持ってありますので、そのよう
に理解していいんじゃないのか」と、言うふ
うに考へてあります。

夕番、

委員長の質問がいかさまと、あんまり
答弁つかず、私の納得のいくような線で
ござりませんので、市長にお伺いします。

先程 委員長に質問いたしましたが、
本件に対するとしては、複帰後適用され
ような問題でござりますか。市町村に
あきましては、末端行政のあり方とどう
なれば、どうなるべきかが、もう
一歩は先程、既に、市の半数の、こう
事務所が実行化してしまって、それ
に対する措置はどうとがめてある
のか。その実態をあ聞かせ願いたい
と思ります。

市長

お咎名取しません。制度につけては
検討しなければならないと思ひますが
れども、区事務所にあきましては、その
区の、或は集会の場所、或は婦人
活動の場所、あるいは、活動のため
には、各部落とか、是非 そう言う場
所がなければならぬからと、言う建前
から 緊接区にあきましては、今まで補
助を、流して、一心は目的は達成した

該であります。そして規程に対しても
死文化してしまひで、新しく新設
区は立派な区事務所が出来ましたん
で、今後は今まで そう言うふうにし
て、出来たが、たまに部落にありますレ
ても、市として 区民の方々が十分に
意欲にて、我々はこれまで出で
か、市としても考えてやらと言つよう
な具体的な、アランか出された時
まにあって 各公民館、各部落にあき
ましても、今後とも規程を改正いた
しまして、次の補助して行きたいと
考えであります。

父庸、

はい、以上。

(進行の声あり)

議長

質疑をお切り、委員会の報告を
終りたと鬼りますか、御異議ござ
キせんか。

議長

御異議ござりませんので、質疑
をお切り、委員会の報告を終ります。

議長

本案に対する討論を求めます。

議長

討論を省略したと鬼^ハまわか、御異議ござりますんか。

議長

御異議ござりますんので、討論を省略いたします。

議長

陳情第4号、自治会事務所建設について、表决に付します。委員会の報告があり採択することに御異議ござりますんか。

議長

御異議ござりますんので、陳情第4号、自治会事務所建設については、委員長の報告があり採択することに決定いたしました。

議長

日程の第2、議案第5号、宜野湾市特別職の職員の非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例を議題といたします。

議長

本案に対する理事者の趣旨、説明を求めます。

総務課長

御説明申し上げます。現行は市町村自治法の138条の職員としてまして、議会議員、選舉管理委員会、それから監査委員、その他特別職である非常勤の職員につきましては、一応、報酬は費用弁償で規程してあります訳でありますけれども、今回は地方自治法の適用を受けることに伴いまして、本土の実情にならって、議会議員は別個の条例で、その他の特別職につりては、この条例で規程してありますと、更に本土復帰しまして、教育委員会が市の行政委員会に変ゆることに伴いまして、教育委員会の委員の方につりても、この条例の中に包含してあります訳であります。現在の、教育委員会の委員は、沖縄の復帰に伴なう特別措置に基かきてまして、昭和メヌ年3月31日までは、その身分が保障されておりまますので、その間の報酬につりては、一応、現行どおり、そのとおり支給いたしますと、メヌ年の又3月1日からは、別表の区分する報酬にあつた

ためたゞく、同様に考へてお詫び申せます。こゝの報酬額等の決定につきましては、こゝは議案第70号まで一応、廻すと詫び申せますけれども、一応、浦添、宜野湾、恩志川の3市は産業構造別にみても類似市だと、人口規模からも、産業構造からみても、類似市だと言うことで、ここ2年ぶりをさう言うむりにハリでは、統括課長の段階で、協議会をつくりまして、従来 さう言うふうな協議をして、報酬、費用弁償等ハつきましても、なましましてお詫び申せます。

今年度改めて9月の8日と12日の2回に亘りまして、3市の統括課長を集りまして、一応、統一と言ふふうにしてやつてお詫び申せます。さう言う意味で、今までの大体、報酬額等の内容につきましては、浦添、恩志、宜野湾は協定によるものであると言うことを一応、御理解していただきたいと思ひます。現行より報酬加、額が多少アップしておるのは、費用弁償か、議員も同じでありそれがれども、600円にした方がいいとさう言う意味で現在の計算でありますと、1,080円になりますので、費用弁償の額を下げたために、99%、報酬額をアップしてお詫び申せます。特別職等につきましては、後の条例に出ますので、その程度、説明を申し上げまし

で、何かござりましだい 質疑にお答え
致したと存ります。よろしくお願ひ致し
ます。

議長

本室に付す質疑をお願ひ致します。

議長

暫く休憩いたします。(午前10時45分)
再開いたします。(10時56分)

17番

別表の中に薬剤師と言うのがござ
りますか。今、学校関係で校医が指
定されてると言ふことは理解出来ま
すが、現在この薬剤師と言ふのが
指定されてる試ですか。

総務課長

お答え致します。これは学校の方で
薬剤師が指定されてあります。現在の
教育委員会関係の規則の中で、そういう
費用弁償の規則がございまして、その
中に薬剤師の年額、同額でござります。
310円 読み替えの同額でござります
ので、そのとおり計算してござります。
指定して頂ようござります。

17番

校医が何件であります。各学校、年向契約か、何かで、年向りあひで校医か、市内に開業して何件医者か、こうたゞでありますって何件ですか。

総務課長

はい。

17番

その場合にあります。この校医の又はせんによって、各乗局でありますので調査をやるとどうよなことを聞いてありますかが、薬剤師をどうと学校側の要求があれば、今まで、学校でありますて来て薬剤師の権限で出来る範囲の行為をやつて何件ですか。

総務課長

その辺の実態はよく調べてござりますんけれども、とにかく年向の契約で薬剤師を設置して何件のは周辺たりようであります。それと、実際の実態としては当局としてはつかんでございません。

17番

はい、終ります。

12番

校医ですね、こやは小学校の中学
校の児童の検診なんが、やう校医
ですね。

給費課長

そう言うことでござります。

12番

あやはその日に検診する場合に、
児童1人あたり、何10セントと、今支給
してありますね。

給費課長

その辺はまだ詳しくは調べてござ
いませんけれども、一応、年額、報酬
り支給はされておりますのでござります。

12番

私の考え方では、並じゅたりといか
んと思ひます。医者からもらひんと
いかんと思ひます。指定店みたりまし
たがる。

給費課長

その辺はですね、非常に複雑でござ
りますね。

12番。

検診する場合もお金を受けます。又年額も上げます。これは並びやだらうといふがんでしょう。常識から言えば、私達を指定してくれと。しかし競争しなくては医師法上やむなき事ではないのですよ。指定されでは、各医師会の方でもそう言うふうな指導してありますからね。かえって、医者の方がいいリヤートをあげるかといひて、指定してくれて、なるだけよいよなういふがなう。一人当たり何ドルともうけて、

船務課長

よく実態はつかんでございませんので、一すその件につきましては、答弁が出来ない。

12番。

1日に何百名とみませんよね、1日何10ドルとやう。そして報償も25.一ドルとか、いくぶんか上げでりますと、年額もあります、理解できなうであります。

船務課長

一方、こよりは実態につきましてはであります。後で教育委員会の方方が答えて下さいたいと、こう言うふうに考えます。

12番、
調べてですね、支給の場合は
(聴取不能)

議長

議案第14号につきましては、質疑
の段階の繼續審議としてあきたりと思
りますか。御異議ござりませんか。

議長

御異議ござりませんので、議案
第14号は繼續審議といたします。

議長

日程の第3、議案第15号、宜野湾市選
舉關係人の出頭、議会の行なう調査のた
めの出頭、ほか公聽会参加者等の費用
弁償条例の全部を改正する条例につ
てを議題といたします。

議長

本件に対する理事者の趣旨説明
を求めます。

總務課長

御説明申し上げます。現行は市町
村自治法の第180条の3の規定に基づき
まして、可様な条例が制定されております。
本件は、本年度に於ける

伴りまして、本土の実態に合わせさせて、
改正をしたないと思ります。半端につきましては、本土がい忘れていた準則がありで
ござりますけれども、金額につきましては、一応、先程お御説明中レタリま
したようだ、三重の旅へでござります。
現在、現行の条例では、1人150セント
と言う非常用支額でござりますので
一応、公禮会或は議会がいのそ
う言う調査のための出頭とか、そう言うふ
た証人出頭の場合につきましては、
一応、日当としては、1,500円を給付した
事と、今後、本土とか、或は県外がい
もそう言う出頭のあれば、ありますと
言うことで、県外周辺の宿泊等を定
めてござります。以上、御説明終り
たりと思ります。よろしくお願ひ致し
ます。

議長 本審の対方の質疑を許します。

議長 暫く休憩いたします。(午前10時55分)

議 長

再開いたす方。(午前10時26分)

議 長

本案について質疑の段階で継続審議として
行なうべきであるが、ご異議ございませんか。

議 長

ご異議ございませんので、議案第65号に付する
て本件継続審議としていたす方。

議 長

休憩いたす方。(午前10時57分)
再開いたす方。(午前11時10分)

議 長

日程第4議案第66号、宜野湾市職員等の旅
費に関する条例の全部と改正第3条例を議題と
いたす方。

議 長

本案に対して理申布の趣旨説明を求める方。

総務課長

ご説明申し上げます。条文の内容につきましては、現行のものと変りござらないと申し上げても、別表につけてたゞ1つ變つております。と申しますのは、三種類の別表の条例で旅費も一緒に規定されておりますので、一部三般の区分除くして、別表をつけており

す。今回一応部課員との地職員を併せて
旅費の支給のあれを取れておりましがれども、考文
方にしても三役、市会議員の場合と、県内出張
の日当については600円、部課員が500円、一
般職員が400円、こうふうにいたしました。本土出
張、県外出張の場合、三役、議員が8,000円、
それから部課員が7,000円、一般職員が6,000
円といふふうな相違的は1,000円かつの差をつけ
てありますのでございまあ。これにつきましては、浦添
は丁寧かつ支給制度をとつてある關係上どうしても
ても三役と調整が困難でありましたので、一応
県充川ともへきりのときは宜野湾の場合もこう
くらべて二ヵ別表の規定は県充川と同額。
浦添の場合には20日向と20以、工事打ち止め制
度をとつてありますので、ちよと内容については違ひが
ござります。現在の旅費支給条例との変遷は部
分については従来、食事料につきましては、鉄道
船旅を除了場合、その船賃とか汽車賃の中に
ジム代が入つておいで、ジム代が入つてない場合は
食事料を支給方法といふことにいたりましたけれど
も、今回の改正に基いて、これは三役、議会議
員すべてでござりますけれども、一応一役ごとに
方で食事料を支給方法、(国)と(3)にF193方
と、本土復帰しますと船賃は従来食事代も一
緒に入つてありますけれども、本土復帰してからは
小竹別簡に徴収されるといたりましたがこれもありました
一応食事料については一応一役ごとにこれまで
を支給しておれていますが、これは錢をせしむ部で公
金の3.9%の他、1%をもれしては適用範囲が違つか

らの地方公務員法の適用についてございましたりで、そのほかの内容については別段変つございませんので以上ご説明終りますと聞けます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本案に対して質疑を許します。

12番

本案例案では、支給の期日が不明確なんですが、いつの時点での旅費は支給しますか。行くまでからですか、行く前にですか。

総務課長

出張命令を発する場合に支給する額でござります。行く前にですか。ただしそうね、現在沖縄本島内の出張につきましては1ヶ月に3回まで支給してあります実施でござりますので必ずしも行く前とか、行く2日前からとかいうことじゃございませんけれども。

12番

省外出張の場合、本土に出張する場合、出張命令を出す額ですか、それと予算に反して早く仕事をして帰つて3場合はどの差額が?

総務課長

・当該減額に併せ額を支給します。

12 管

いうふうに遣付命令とか。

總務課長

この場合は概算額のもでから支拂でござります。
それで後で清算をうなさいうな方法で。
だから一応ですね、現在までみ出張としては
確日には行程を消化してしまつたんですね、ちゃんと
日程表をつけておね、それに基いて出張させ
てありますので、こういったことは後束走つておりません
ので、一応本土出張の場合は前もつて支給して
いふ訳でござります。

12 管

7条に 路程に応じて旅費客運貨物料金の
けれども等級がある船舶か場合は何段の運
賃を支給する訳ですが。

總務課長

一応ですね、別表にも書いてござりますが、
部課長は1等と、その他の職員は特2等として
ある訳でござります。

12 管

10条に、出張中に死亡した場合だけあります
が、いわゆる本土在外がに行つた場合に通常
の勤務時間外に例えれば飲食度在外がに行つ
ていたりする場合に付し出張中の事故に行つた方
が。

424
経務課長

今おへんはまだ法解釈は十分セアリませ
んけれどもそれは公務かどうかは、その飲牛屋
に行つてもですね、必ずしもこれは公務外だといえ
る場合もあるじやないかと、その相手の本土の
役人とかどうらの場合の交際上やがやしない
場合もあらでしナレ。必ずしも飲牛屋に行く
から公務外だといふほどの場合もあると思ひます。
おへんはその時當たですね、十分検討して
おれいと見ておけ。

12 着

はい、次の件は場合に遺族で行け、遺族の順
位で行かず輪番配属者だけですか。これも解説
者だけの執行と。

経務課長

どう一ケニセに存ります。

12 着

子供体何名方でもされにや該当しますね。
5.6名が下申請書を出せば皆に支給して引
けはいけると。

経務課長

もう一つことは貯金してや行くと見えうづけれ
ども、たくさんの人が在場の、この規程ではですね、
明確に何名までとくふうに規定けてないで
すけれども、どうらの実態が若く、二、三在場の会はて

すね、今の人には予算との関係もございまして、
これは11条で実績の変更、色々なものの中から
できうるところにデータを付けてあります。

12 着

道義上のことなら予算と照らしてますね。
(既取不能) 予算はなくても処理せんといかん
でしょ。

総務課長

これらはどうしても受け取りに行く場合には1人
は必ず2件これが2つもやらないといかないと思いま
すがけれども、この何をせ適當かどうかといふと
についてはですね、さく時点で配慮している感じ。

12 着

次でそれがね、40日以上は50パーセント以上
してあれば比例では自治省とかどの地公
共団体が主催する研修会とか、6ヶ月から3
ヶ月の長期の場合は向こうが指定した宿泊
館、専人が経営する宿泊料金も安い宿泊
費で研修をうな、備えたり場所がうどいと思う
んで。今後はその場合でもやはり1日当りく
らいで合意額でしょ。この実例上においても。

総務課長

この11条の3項を設けたのはそのため、これは現
行条例もさうしてこれまでの実績からも、特
に自治大臣よりさうは研修の制度がございま

17. これは船と1ヶ月以上で並ぶのがで
きる。この場合体向こうの宿舎に入り、そろは3-3床
室のあれがあり3枚までそろは意味で定限性
をもつて3部でござります。一応これが規定範
囲であります。安くは3万円が高くは3万
円これは個人の意思にまか万円以外にかまし。これ
はいつも天皇を見てですね。個人の所持でござ
れ、現実的ではおそれと不可能な状態であ
ります。そろは意味で長期滞留の場合は
いては定限性をと3というふうな形をとつて3部
でござります。

12 着

18. 以上です。

19 着

18年の12着はいとゆく連万3千でそれがこの
出張中の死をも場合にやはり出張命令は命
令権者からうけた出張してます。不幸にしてそ
の事態になれば、それでその場合の順位としては
10条の2項における定められて3部で大が
きな場合にですかね。例ええば3という時点より
ゆく配属者が病弱、17歳に子供ですかね、
幼いと、18歳未満であります場合にですかね。
どうしてもその關係では行けないもんのう場合
にですかね。当局としてほんのゆう役所の当局
側からのです。随行といつことは考え方ですか
れが、いわゆる随行といつとは室内をしてもらうと
いう場合、二つは後ろに並んで17歳をされませんか。

總務課長

それに付けてはこれがおとと時点でのあれでござ
りますけれども、そろそろ場合は随行という場合
よりもこれは布団から特別な出発命令が出来
てですね、そろそろふうな处置か講せらるることけ
ん予想される話でござります。たゞ私達は現
在のところ事件がまだ具体的にはどういうふうな處
置を考へかにつきましてはまだうち某例の中に
おり込ん、該いもいをさせますので、一応現在、
そろそろ出張中の事故があつてもういう受け取
りの方法としての規定をしておかなくてはいけない
というふうで現行通りとの手続である話で
ございまして、幸いにして現在12~4月に
かけては該でなければ、今後もそろそろそれがな
いようにでおゆ、望んでは該でござりますので、
いつかしらう問題が起きた場合にはその
時まで十分な处置をしていくものと想つま
す。

19 番

そろそろこれが起つておることを期待する所
でこれがもしもしきる最悪の事態の場合にて
おゆ、一応バスバイアスに付くと思ひますが、十
分配備しておらぬといふと、二三ご要望申し上げ
て終づれ。

議 番

19番に付ければ進行いたす所。本章も質疑
の段階で組織審議員からお思ひの方不

議事記録

議長

○議事記録にて議事録は宣野
市職員の賃貸に因る条例の全部を改
正する条例については、継続審議すること。

議長

日程第5、議事録67号、宣野市職員の賃
貸用賃貸条例の全部を改正する条例につ
いて議題としていた方。
本条に対する趣旨説明を求めます。

総務課長

○説明申上げます。現行は、先程の議事
録64号と関連で、本市の特例職員の非常勤
については賃用賃貸条例で総括的に現
在それなりにあります。従来に付いて本
土の実態に合わせてこのようにして本条
例を制定してお話をさせてます。別段法
規上議事録64号と別個に作る義務はござ
いませんけれども、一応議会の議事につき
しては地方自治法の303条に規定されてし
て期末年当の支給ができますけれども、小2以
外の非常勤の特例職員につきましては、期末
年当の支給ができないというところで、どういうふ
うで別個の条例を制定してお話をさせてます。
次に付けて教育委員会の委員につきましては、
現行は期末年当の支給ができますけれども、

復帰し難く、法的に不可能でござります。
どうへう意味で今回別個の条例を制定いた
訴でござります。されば議員の報酬につき
まつて、先程ご説明申し上げました通り浦
添県志川宜川彦三市の協議をいたしま
して、こういうふうな額を設定いたしました時に
在た両市と二市と違う島は、こちらの場合に
は常任委員会につきましては一つの段階を設
けておりませんで、一處従来の立場から議員と
副議長の中間、やや副議長よりござります方
で、いろいろことを斟酌いたしまして本來を制
定いたしました。

されど、この報酬をアリヤ方の理由としては
費用算定が従来の3ドル、即ち円換算で1
ドルを1,080円にあります。それを600円に減額
いたしたためにどうふうな報酬のアリヤを
しておる訳でござります。更に支給日でござ
りかけられても、これは職員の給与もさうでござ
いませんけれども、当月分は当月で支給してお
る。もうふうな原則から毎月一回25日に支
給いたします。しかし議会が招集された月につ
きましては、一応議会の閉会の日に支給する
というふうな前提に立つておる訳でござります。
そのための支給方法につきましては、一般職
員の例れどもとして取り扱い上は一般職員
同様に支給の方法についておられて、
別表の旅費でござりますけれども、先程立ち上
てご説明いたしましたけれども、一応現在は本
島内、群島、いかから本土を、アホリニ、三つの段

階を出ており抜け出ても、一筋屋外、屋内
ニフに分け引けがとう本处置をしておりま
で、左の馬は現行と云々と書いつたて、模倣
をしていたと見えます。

以上 説明申しつけました 何かござりますれ
ば質疑。段階で右答申し上げたいと思
います。よろしくお願いいたします。

議長

本章に対して質疑を許します。

議長

休憩一時半方。(午前11時31分)

再開一時半方。(午前11時31分)

4 稽

第5条。期末手当でござりますが、これが一
般職員と労率の達成度の基礎付けに
なります。

統務課長

乍ら之一と1万円に達する相場はござい
ませんけれども、一般一般職員と同様、現
行通り一律ふうにしておる款でござります。
一般職員と現行通りにしておりまして、そ
の点併列に改正してございません。

議長

(休憩一時半方。(午前11時33分))

議長

再開いた所。(午前11時34分)

議長

議事第67号は質疑の段階で続続審議
にておそれと見て置かず。二審議第一回列入。

議長

二審議二回の末セレにて、質疑の段階で
続続審議へお入り。

議長

日程第6、議事第68号 宜野湾市職員
の給与に関する条例の全部を改正する条例
(二つ)を議題とする(了)。

議長

本件に對する取扱説明を求める所。

無務課長

この説明申し上げます。案文の内容につきまし
ては、現行と船じて変わられません。第1条の
補助規定が、地方公務員法の適用を受
けておりますので、どうも意味で改正の
大きな理由になりますけれども、一応今日の
給与条例につきましては政府の指掌に付す
い。内容につきましては変えておらず、もろいこと
に付しておけば、一応一政策の計画といひました
が、一般職員の給与につきましては47年度中に政

府と自治省からの基準が出ておらず、現在の給
与体系が古いまま変わらずでござります。
即ち、本土法典に基づき、給与の再計算を
トカラ手当制度の改正というふうな色んな問題
が出てきました。一応、47年度の分については
現行の条例の根拠条例等にとどけられて
いるふうな指掌もござりません。条文内容につ
いてはそれほど変えてございませんけれども、
別表についてドルから円勘定算に切り替わし、更に
本部か場合分け部長制度をとることになりました
として、一応、一般職員と部長との均衡上げと
うしても現行の給与の号線のデータをのばす必要が
あります。そこで号給表についてもとの尺度をし
ておきたいと思います。

宿日直の手当につきましては、一般本庁の職員
につきましては720円で現行通りといたしてお
きますけれども、多額1,500円以内といわれて
る額合計、更には水道事業の宿日直手当に
ついても一応、この条例からの基準に則りドルの
で差額場に勤務する宿日直、次は水道部
の宿日直の手当を1,500にしたいたとしてお
りたので、そのような処置をとった上でござい
ます。更に特殊勤務手当でござりますけれど
も、現在ドルであります消防の特殊勤務手当
これは国体交流の席上としましても15ドルにし
てもいいこと、ほか市町村の均衡上、ワドル
でなければ3ドルとしてあと3ドルを上げま
して一応3,600円にしてありますござります。
更にモーター運転、今までの特・資運搬の手当、

削除された養鰻場の勤務手当について
 新設への3款でござります。それが日額1,200
 円でございまが養鰻出荷の場合の現在の方
 法は一般職員を勤務としていた勤務に
 当たられて3款でございまがけれども、非常に
 簡易的で、非常にうつづな仕事でございまが
 にて、次年度からは多少養鰻事業について財政
 上今川は豊かに存続しておゆかといふことで養
 鰻会計からうつづな手当をしておまへて、
 ではまだ一般職員は便れなくづくに賃金で
 うつづな出荷の準備をさせ3款でございまが
 れども、今の状況人体素のあり方からして、どうして
 もこれらない場合は職員を使わなくていいんだ
 と、うつづな場合には特にその勤務による職
 員については日額1,200円を支給しないといふ
 うねとしてございまが、そのほかの内容につき
 ては別段現行の条例とそれほど変わらぬ
 ございませんので、以上ご説明申し上げました
 何がございまがればご質疑の方あるひで思
 ひます。よろしくお頼みいたしまが。

議長

本項に対して質疑を許します。

12番

別表のとおりが、これは全部労働組合と
 の団交申込でござる。

給付課長

お席をいたすが、これは現行の条例と変わら
部分については今先に説明申し上げられ、消防
手当と新たに養護場勤務手当の二つが現在
ござりおりまつ。消防手当につきましては、現在
4ドルでござりますので、それを3ドル引き上げて
10ドルへしないといふことで、養護場勤務手当につ
きましては今先説明しな通りでござります。
この内訳は一応、給手の体系としては現行の通
りに据え置いたまもいたいという政府の指
導をうけたま錯認している誤でござります。

12 番

何の十勘印でも共通するものは本務以外、い
かゆう採用の時點で労働契約に基かねて、
命令指揮かけられたりするも拘らず、事務を
乞ひの場合仕事とさせぬ場合に対する報酬の
意味あるかあると思うのです。これを勤務
手当の(駆逐不能)消防手当といふものは消
防士として採用した上で、運転手は運転
手として採用した上で、それに手当を上げる
くらいであれば、個人の消防更員、運転手の
俸給をアップすべきと、基本給で、その上位や
り方ではまだいいんじやないかと思つたが、市長
の手当に対する見解を万圓から算出したんで
ある。

市長

・ナレルやう道川でござりますが、現段階に手

年割があつて、よその市にはそれを含む報酬
にあがくかると云ひあります。それで、今度は場
合も浦添、奥志村あたりで調査してみようと思
段にかかり、宜野湾が3ドルアット、ウドルから3ド
ルアットになり、どう時急に引き下げて1ドル
でござりますが、現行法では奥志村が1ドル、
ウドルはこれまで前の用支でも之上げ3マーラには
つ15ドルの予定でござります。浦添が現在12
ドルで、ウドルは關係で相当多く上るといふこと
を聞いておりましたが、うちの場合はこれほど多く是
セ将來どういふ報酬でもおかまい考えなければ
ならぬとして、今度は3ドルで我慢してくれと
審議事項でござります。特にドラーのことを見せ
申し上げましたがと申上げますと、コザの場合は
これは全部を含んでおりません。全部俸給に
組み入れられておりませんので、今後の問題として
検討していくかなければならぬと、しかし、現段
階においてはどうしてもとの制度がありまつて、
他市町村からうへうき当たるやういわれて宜野
湾市は今まで安い額でござりますので、それで
我慢もらつて、安い額でござります。

12 病

当手といふ（聴取不能）にせんして正々堂
々と賃金を差し上げておぬ、芳間に見合ひが
り、或は危険度に見合ひがりの賃金を上りな
ければ二小キアットオペまであります。手当といふ方法
でやさべてはいけないと思ふのである。それで行路
病人の死人の取扱い手当、4.50ルーピア=4.50

体に1,800円、検死料がたんてう上、死人代。ただ、あちらには市からあれは他の通告があつた場合には現場を保護して下さい。死は因傷者を手配しておらずで、何も1,800円上げることはないです。検死料の権限もなし、現場を保護したり、どの程度か手配、通常の勤務古付でありますね。

総務課長

ちょっとその件で補足申し上げたいのですが、これは例えはに看護士がござり捕があるたうに検死の権限はございませんけれども、一応、現場から役所に安置する義務がありすので、そういう運搬とかそういうものは市町村の義務に任せておりませんで、そういう安置方法であります。そういう死体を取扱うといふことで非常に不愉快でありますので、これが私は別に

12 看

実際問題としてある場合ですかね。今までもありますかありますか。

総務課長

これはあります。

12 看

警察に行こで157.

経務課長

警察に行つて方中、向こうの保管期間が
ある訳で、今度は過ごろ方と市町村に引取
り命令が来る訳で、一応引取つた上で方
ね。さればそれから又(関係人を)捜すと、(関係
人が)い在り場合は共同墓地の方に一応埋
葬しておいてもらうふうで手続をとつておけ
る。されば先程の消防の件についてで方
がこの消防の特殊勤務手当を設立した根
拠といつたらちつともかしらんだけれども、從
来はで方中出動手当というのがあると訳で方。

1回消防活動してると何ドルと、危険物取扱
い手当といふものがありまして、それを一応一日につ
けてほつた方がいいというにて、消防の特
殊勤務手当を設けた理由はそこにあります訳で
方。從来は消防職員が1回火を消しに行く
場合に1回につけて1ドルと2ドルとか3ドル
とか4ドルと5ドルと6ドルと7ドルと8ドルと

12 着

はい、私がやさみ件の質問の趣旨は上に3点
ござつて方。各當てさればこれは当然上に
3点をつて方。上に3点をつけて方から、資金
に加算すべきでかつて、資金セアブオベラタ
ー、ソリのうち方法は取3種つて方です。
今後当局の方でもう1ページ手当といふものは何
であるかと。

給与課長

これまでにても補足払いと見られて
万が一コザは従業員のうちから特殊勤務手
当制度があるものと一緒に本俸に加算した方
うございの方、二三十か職員にはいつまでも同
じ場所に常着させると記されてございの方。人事移
動等、色々なものがある記でございの方。どうい
う場合にその特定の時期をとらえて特殊勤
務手当を本俸に加算した場合は非常にどう
いう面で問題があるようでございの方。従つて
特殊勤務手当といふものはどうしても原則が
ら見えてどうしても本俸に給与に見られたり
といふ特殊な勤務に対して附加支給されるのか
原則でなければ、一応現行は色々な手当が
あります記でございますが、今後はどうもんに
つをしては、ならぬる方につけなければいけ
ない、どうも本土の実際も十分調査してお
ね、どうも指摘を通り検討していくなーとそ
ういうふうに考えております。

8 章

今までのもので圈出して本土復帰された
職員は特殊制、どうもんは出てくろと見
られて万が一のへんはどうなりますか。

給与課長

お答えいたします。これは当然出てきよう
けれども、一起本土政府の考え方としては、これは
地方課の精算でござるだけれども、一起 49

年度はまだ現在の政府公務員から在らしていいと、一般市町村の職員については48年度からどういうふうな職階制度の問題とか、或は給与の再計算のほうをどこでやるかでござる。どういうふうな意味でこの条例は私共としては47年度限りの条例だというふうに進めてお話をさせてもらいます。

8 着

どういう關係からして今の特殊勤務手当で五万、これも色々勘案しなければいけない時期に当たって見ますと、そういう観点からして場合には課長の管轄からいしまして、48年度からこういったものが入れると、一応これが47年度限りのものであるというふうな管轄でござりますが、当面としてはそのためよう話を話し合はれておりません。

総務課長

これは実態としてまだ自治省のほうでは何のうえでやさんどりなどとが未されておりませって、一応政府の職員の例になると云ふところがれども、一応二つ47年度中であります。がとうの措置は当然されるべきだと思っております。

8 着

これは前回からこの特殊勤務手当につけては非常に多くの議論があり立場から見て先

何か非常におかしいと感叹して途中で方
りの方。例えは、当然運転手として採用され
所からそこで運転を方々の特殊勤務手當
をもらえて、勿論臨時的に命令指揮者によ
つてさせられた場合にはこれは多少程度これが
考えられる誤りがござるが、今うなづかれて
た場合に、今度の場合、どうせ予算をもれ
ようとは古来変わらないと見てますが、こういうも
のも全部併せて給料以上になればアリて、
した方がやさしくおかれましたじやないかと、ガタ
に考えろんとすが、それへんはどうですか。

統務課長

この件につきましては、先程口頭で申されたのと
質疑に答えてお通りでございますが、一元運
転手当についてもう一つ特殊勤務手當は
過去色々いきつたがございました。従来出張手当
場合体着運転手をつけて、運転免許証の
所有者が少なかった場合は運転手をつけて
管外出張もして方々在籍でなければ、こういう
ものやいちう出張旅費を立てては大変だから
うことで一元運転手についても同じで
手当を付けてしまつて、どうも中止旅費の方から
懇意な人にやがてこうううまいことをつぶやつ
ての特殊勤務手當制度が生ずれたとあります
でござりますけれども、一元現行の時見ててわゆ
この特殊勤務手當を本俸に加算して方々と今
後予想される人車物動の場合は下の方に、それを
現在あるのかどうかが本俸に何時付加する

場合で万が一非常に人手移動上他の職員との掛け合いでとれなくて3人以上は意味も無いであります。されど、どういうふうな問題をかかえていきたいのかなかなか特殊勤務手当の全廻りでござるといふのが実態でござります。

支 看

例をばべておれば、農林課においては特技の方が、特別技術者として万が一どういうものかが農林課においては当然薬葉を取扱う所でござります。コレハこの職員が薬葉散布の場所には手当をもらはず就て万が一の年当を廃止した場合にはそれが職員が薬葉散布はいや万が一どうするにあつた場合にはどういうことになりまつた。これは当然で万が一農林課の職員は行なう薬葉を取扱つたり、農家の指導をしたり、当然年当を取つてもこれが職務の本分であるがと見てまつた。した場合には如何ゆく薬葉の散布を取扱う人はもらひ、取扱わぬ人はもらひないといつて才覚を尊重する。

総務課長

万が一これは農林課の職員は薬葉を取扱う人は一応職務の中においては当然でござりますけれども、それ10名の職員が全部薬葉を取扱う職員にやらせるので、一応これほれ薬葉を取扱うというものは非常に危険があるもありまつたし、これから衣服類の消耗も多めになります。従つてこの中に併せてても従事し

今日朝で方々 そういう時並で特殊勤務手当を支給している訳ではございません。それを全部農林課の職員に一律報酬に上げると或は給手に加算方法というふうにすると色々面で又ほかの面で問題があるんじやうかと。

8 着

だからそれっておね、農林課の一例をあげるには入へんも農林課の場合には何ゆえ又特技と云ふいう需葉取扱いは、危険といふものが伴うと、だから特技職員で17給料普通職員と違うはまだあります。いわゆる先駆条例もございましたが、そろそろ農業関係、色んなものがあるんで、そういう意味で農林課の場合は特技職員として採用して給手の面にも色々案を出しますは方です。かうしたては確かに危険ですがね、左に書いたように、それで、スラダムはそういう危険度があるからというようなものでやるべつかどうか。

総務課長

それへん、特殊勤務手当の性格から申上げて、さく給手で加算でそれをものとれにつれての特殊勤務手当制度があるべきであります。実際としてはこういふふうな実態でありますので、これからについては、この件につきましては今後この41年度以内にであります。色々給手関係も含めまして改正が必要になつてくると思ひますけれども、特に私共としては月額の手当をであります。左に述べて、日額とか年の都度計らう特殊勤

現手当についてはこれまで本土の規定を見て
もうういう制度はありますので、そろいそろいつつ
は町三程度残しておかなくてやはりがよいんじやない
がと、日しめについては十分今後検討する必要
がありとくふうに考えておりませんが、一つこれまで
現状の上に立つの規定でござりますので、免
除これをおく現在多く約束といふことにはちがつ
と問題がありますので、今後はご了解を乞
うございます。

4 管

職員の給手、賃金いのものは、どの人の能力に
応じて支給すべきものだと覺えていますが、従来は
國家なり地にて一律に開始しておるという実績
でござりますが、ういう給手のあり方、或は厚
レーハカル人の能力に応じて支給されるべきもの
が、能力があたりないものも同一に上るというう
な従来の行き方ではあるしながら、市長としてそれは
正しいあり方であるかどうか。ういう点からか
同じしないと覺えます。

市 管

現在の労使間の問題に対しては、全然見解
は違ひますので、正しいあり方だと覺えております。

4 管

従来能力に応じてどの程度を支払うとい
うことは大前提だと覺えますが、それについて本
市、如何う考みておりませんか。 . . .

市長

各々の労働者の方々にもお互いの生活必需を確保するという意味でお互いの方々どういうべきかやめていろんじやないかと。

午前

市長は任命権者であります。どうせれば当然その人の能力に応じて対価を賃金や支払うべきだと覺えていますが、市長はもうふうに従事させて貰いたいとあります。されども、ただ組合の団交事項などいうふうにがんばってもらえないですが、それが正しいあり方でありますか。

市長

特にうちの職員の中へ優秀な人がおりまして特別に賞与金制度もありますのでございまして、どうか恩の評価しては特に能力のあるものに対しては従業考慮されております。

午前

従来 団交事項といふのは労働組合の当然要求する権利でございます。しかし、一方で、定期の場合には定期雇用給、それ他の団交以外の問題もござりますが、それにおいてもどの面においてもある程度団交と雇用給といふ二年措置をとられておりますという自体が非常に多くの人の能力、或はに応じての対価の交換には山

これらは運営の問題や会員の問題が主である
に対しては行くまでも平素のやれど問題はなし
いうところをお立てやつたうもんてあるかどうか。
先程、団友事項だからいいたがいいや、正しい
と思ふところですが、それ然正しいありすとお
うかどうか。もう一處方聞かせ願ひたいと思ふ
所。

部長

(同)まで、一應仕上げの方をへうそうして
決定したものは勿論問題として尊重して
いる所で、うそ考えてござる所。

4 章

今後の問題として、能力の問題については
どうのう面で優遇、或はどうのう措置を173
の団友以外の問題の措置についてどうのう面で
やうれいせん。

部長

特に優秀な貢献に対するは、特別
賞手金制度が二種の所。

4 章

特別賞手金制度の所は、特別賞手金で
古が。

部長

総括してお。

4 看

累積ですね、それをした場合には過去にかけて何点適用されますか。

市長

今のお給料見に並んでは、特に能力の点と、こういった評議会では、今までで一番高い評議会には、まだもう一つこれだけではやっておりません。

4 看

じゃ、従来の回文事項による方法で、今の職員の能力に応じて十分な賃料の支給は行なわれていますと市長は考へていいと話ですか。

市長

ううで。

4 看

はい、じゃそれから市長が、一つだけ資料を要するといつてますが、従来は平均給と他の市町村との平均給だというふうなのが、勤務年数との平均給と提出方額といつてあるが、他の市町村にはいくらか平均給が低いというふうなふうにあります問題がありまして新しい職員が採用されると3人にかかるといつても低いといつてあるが、勤務年数がどれだけ、何点がどれだけの平均をもつて3点が一つの根本でないかと思うのですが、これが資料をお願いします。

8 看

違反建築物の取締り職員も1,800円の手当を
もらひ誤ですが、これに対して政在反対のものは違
反建築物だといふべきだりでもらひ誤ですが。
こういふ強行措置として、今まつても今まで
行かれてはいなかつた。たゞ、今まつもの
は違反建築物だといふだけで1,800円がもらひ
るが、今まつては違反建築物に対する強行措
置をとつてはらわれた。

総務課長

実態につきましては、担当課長が方當にてせ
ひて受けつけられどし、現在、宜野湾市の場合
は建築主事をおいていかつたために実際の処理に
ついての取扱いがござむづくでござります。従つ
て建築違反の取締りについてはこれが十分調
査して、琉球政府の方へ報告する程度で
理解しております。

8 看

いわゆるこれが特殊勤務手当に該当する誤
ですが、たゞ、この建物は違反建築物で、政在
に報告するがいわゆる特殊勤務ですか。

総務課長

勿論、一応、如何の所れはでござりても本人
に付しては、これは違反だといふことの通告はして
ますと聞こます。12頭か文書かよくわかりませうけ
れども、こういふ措置は取つておりませんが、実

448
際、権限といひましてはどういう実際の違反につ
いての区分については建物業主事しかできないとい
うのが建築基準法上の割度によりてござりますので、

8 着

この割度からいた場合、たゞ見子だけではある。
特殊勤務手当にあたる方など、次の建物は違法
建築だと、取締りもござり、権限もない。これ
をいわゆるたゞニッヂで事務を処理する。Aヒーブ
人の家と建物は違反建物だと、それを見子だけ
でいわゆる特殊勤務手当にあたる方ある。これが
からいた場合にはたゞ見子だけほんとに首元の方は
どういう特殊勤務手当にあたる方あるのであるか
せうが。

給付課費

一元、これは実際につけましては後で担当課
費を吐いてやうね。詳しくお話をさせたいと思
うが。

19 着

7条の2項、特例の件について予算の範囲内
で行なうものと方々いふうちにたゞ方りう方が、
この場合にて方ね、別表1との号給表との関連
で方ね、どの号給表にあてはまらないといつづか
で方ね、一元予算の範囲といふ規定アリタが列
す方ので、1号俸アッフ。どういう形でおれはこの予
算の号給表にあてはまることで方ね、どうしてはい予算の
範囲にあたって方ね、どうしても三中の中間的存れに

どちらといふことが考えられる話ですが、どういふ点についてけむるか考えに当つた方が、それが第1長。
2点目がであります。職員が生命の危険をおかけし職務を遂行し、そのため危険もしくは不具障疾になった者に特昇を方と、1号俸以上昇給をさせることが先着づけられてゐるところが、この場合にですね、不具障疾、或は危険といふ場合にですね、特に1号俸アップしての職員のため労働者のですね、これがふえるといふような考え方をお持すになつておる話ですか。
これは、不具障疾になった場合には、もう実際には職員としてですね、機能を果してない状態にならうかと覺づけます。それで1号俸アップのみでですね、果してか云ふのが救之るのかどうかですよ。それは災害保障法との関連づけてですね、どのようにお考えになつておるかですね。
それが2点であります。

総務課長

お席を以めします。1点目の予算の範囲内に昇給表の関連でござりますけれども、予算の範囲内といつても職員の給手といふものは昇給表に定められ在通りでござりますので、以下
ても1号俸即ち720円以上の昇給といふことに在らざるゝ事。従て現在はさうふうな特別の昇給についての予算措置が従来られておりませんので、現在どうふうな実際としては特別昇給を現在せつけてない話でござります。
今後どうふうふうに職員の給手を優秀なものにつ

この表記とかそういうものの考え方については
御多用の改定的なものもあり方で、一応和て
してはここで体験レポートとしては差し支えんので、
これが震災についての必要であれば市長の方からが
答を頼むといふと震災予防が、そういうことで早急
に基づくそれ以外は別途立てて予算の範囲
のもし予算をどうからか1号給表の関連を1つの予算
措置で。

19 看
基いて予算措置を立てることじおね。

経営課長

これが当然下と見いす方。
2点目につけましては、これはララル1号債以
上でございまして、必ずしも1号に限定する必
要はない誤でございす方。従つて、その職員
の行動と行商の範囲、そして受けた災害の範
囲についてこれはその結果が根本的には退職
金の問題、或は公務災害補償法での補
償金の問題とも関連が、或は退職時、或
はその時まで本人の本債かララル補償金
或は退職手当との関連が出てますので、それは程
度に応じてそれをベース措置はされたと見いす方。
必ず1号給といふことじやございすせんので、最優
1号債でございすので、こういうものは十分ケー
スバイケースにて該用の行商の措置はとら
れるものと見ておけます。

19 番

いわゆる退職金、亦は災害補償法の積算の基礎に対する考え方として理解をしておいておが。

総務課長

けい。

19 番

うち1号俸工からか、2号俸上からか、それ各自の事態によって異なつたりとも、これが災害補償法と退職金の基礎に万が一にこういう措置をとつておいたいと。

総務課長

それだけの理由にやがてござれけれども、そういうものが大きな理由にあつたがと。

19 番

你3といふことであつた。別表2についてであります。どうも理解しがたいとおが、先程から8番からもあつたんであるが、建築物の監察担当の場合にあつては、これはより免許を有しているものでなければあつて、違反であるかどうかがどうこうとはあつて、ちょっと判定を下しかねといふことに考ふる訳であつた。どういふことは都計課部に昇格すればどの都の担当にあつたかと思うんですがあつて、どういふ機構のこの職員を配置していく場合に技術者をどのように配置していく場合にそ

ういう免許所持者をでおぬ、配置していふ方
えがおるかどうか、これけ布署に答弁をしていな
だまといふと見えます。それと、保育手当、これは保
母のこととひつておるかと見えます。この場合に
でわぬ、先程統務課長が、ほかとの関連で一
応人事移動とみ関連で言つたりましたが、保母
の場合ではおぬ、おそらく人事移動ではないと思ふ
です。ちつともでわぬ、配置されるのはどの保育
所、保育所にいか配置で可しないと、ある程度の
うの知識をもつたの方々が保育業務に携わ
る様ですが、その場合にはでわぬ、おほし手当といふ
形でやさりは、そのための教育を受け、更に免許、
本は優免を持つた方がありますので、おほし本
俸の中に含めていいのか本当にやがいかといふ
に考えて貰うが。これは47年度のおれで色々
されても48年度には改正もあるううき答弁
を行なつたりますので、その面も含めて今後検
討が行なれていくかどうか。

されど農薬散布取扱い、この場合も農薬散
布の場合は劇薬物取扱いの免許試験があ
りますが、このおれもでわぬ、やはりうう知識を
もつた方がやればでわぬ、危険度もおれを
け下る。そして、うう手当といふのもでわぬ、本
俸の中に含めていい、その人の希望のもとにや
うといふことがいえますかと聞いす。そこら右左に
十分検討をおこ必要があるんじやあからうかとい
うふうに考えております。更にこの運動手当は
しておが、どうも理解解せしかたい制度なんですよ。
かくとも付随してうう業務に携わる場合にはでわ
ぬ

ね。されば運転もやらなければこの業務が遂行できまいという場合にはそれでおれ、それなりの本陣の中に寄りついでておれば、やうやくは建前でさうであらぬ。これで手当といふ形で設置をさうといふことは本員はどうも理解しがたい面がありはあれど、手当にも十分組合との関連もさうとかえて、手当にも十分検討をしていかんではい。今後どうパラルにやつていきたいのが、そぞらめたりが願いします。

総務課長

一応これは市長からお答へがべきといふことでござる。手当けれども、建築主事といふものは現在、那覇市と琉球政府にしかさういう資格免許をもつたものはさうない限りござります。うちの建築の今後増員を方々の場合、職員を採用する場合には、うちの建築士の免許を有するものは当然現在もたりますし今後さういふものも必要でござりますけれども、一応この実質的な建築違反を取り締らしくいたにたりすれども、うちの如何を含めた場合にはどうしてその建築主事といふふうなことになりす方けれども、建築主事については人の規模とか市におこなうとか、宜野湾市の場合不動産の基準に達してからせんので、一応手当といふことは当分考えられまいとおもえますけれども、うちの違反建築物であるかどうかというもののさういふあれは建築士であれば十分できる上じやないかと、たびたびの最終的な処理の手続をが現在の職員には不可能であるというふう